大島を未来へつなぐ会設置要綱

（設置）

第１条　国立療養所大島青松園（以下「大島青松園」という。）や、大島全体の将来的な在り方について検討するに当たり、学識経験者等から意見を聴くため、大島を未来へつなぐ会（以下「つなぐ会」という。）を置く。

（意見聴取事務）

第２条　市長は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

（１）　大島振興方策の改訂に関すること。

（２）　大島青松園の入所者に対する終生在園保障及び施設の地域開放と共生、並びに施設の歴史的建造物としての保存活用による、ハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発について定める、大島青松園の将来構想・永続化に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、つなぐ会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　つなぐ会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　大島青松園の入所者及び職員

（３）　前２号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

第４条　前条に定めるもののほか、つなぐ会に特別参与を置くことができる。

２　特別参与は、離島における交流事業に識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

３　特別参与は、つなぐ会の会議に出席し、離島における交流を図る見地から意見を述べることができる。

（会長及び副会長）

第５条　つなぐ会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、つなぐ会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

（会議）

第６条　つなぐ会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

２　つなぐ会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

３　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　つなぐ会の庶務は、政策局政策課及び市民局人権・男女共同参画推進課において行う。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、つなぐ会の運営等に関し必要な事項は、会長がつなぐ会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。

（招集の特例）

２　この要綱による最初のつなぐ会の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（この要綱の失効）

３　この要綱は、つなぐ会の目的が達成した日に、その効力を失う。